

1 目的

エネルギー価格高騰の影響を受けて、エネルギー使用量の継続的な削減により事業 活動の安定化を目指し、設備の更新、環境の整備(改修)を行う市内中小企業者に対 して、当該設備更新費、改修費用等の一部を予算の範囲内で補助します。

2 実施期間

○申請期間

令和5年8月7日(月)~令和6年1月31日(水)

※上記の期間中であっても、交付決定額の総額が予算の上限に達した時点で、申請の受付を終了します。

○購入・設置期間

令和6月2月29日(木)までに完了する設備更新・環境の整備

3 補助の対象

1)省エネ設備

1) 有工个政佣		
品目	方式	
空調設備	・セントラル方式	
	・パッケージ方式	
	・ルームエアコン	
照明設備	・LED照明(電球のみは不可)	
給湯設備	・給湯機	
冷凍冷蔵設備	・電気冷蔵庫・冷凍庫	
	・冷凍機内蔵型ショーケース等	
産業用モータ	・ポンプ・送風機	
産業用ボイラ	・蒸気ボイラ・温水ボイラ	
受変電設備	・変圧器のみ	
生産過程で使用する機械設備	・業務用厨房機器等	
その他		

※トップランナー基準を満たす等の省エネ性能の高い設備への更新に限る。

【トップランナー制度】

対象となる機器や建材の製造事業者や輸入事業者に対し、エネルギー消費効率の目標を示して達成を促すとともに、エネルギー消費効率の表示を求める。

経済産業省(資源エネルギー庁の「省エネポータルサイト」)

サイトのURL

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/ $QR \supset -F$



2)環境の整備(施設改修)

環境整備の内容

省エネルギー化を目的とした事務所等の改修

○改修の例

【外壁、屋根、天井、床などの断熱改修】

・外張り断熱の施工、断熱材の充填、屋根断熱施工、天井断熱、床断熱等の改修 ※外壁への塗装(断熱・遮熱)は対象外。

【屋根、屋上の日射遮へい改修】

・屋根、屋上への塗装(遮熱塗装)

【開口部(サッシ、ガラス、ブラインド、ドア)の断熱改修】

- ・2重サッシ化、樹脂サッシへの交換
- ・複層ガラスへの交換
- ・ブラインド等の設置
- ・断熱ドアへの交換
- ※省エネ改修においては、交付申請時に具体的な省エネ効果が記載できる改修内容とします。(他の補助制度要件や施工業者との打合せ内容を参考に記載すること)

3) 共通

・交付決定通知を受けた以降に実施する設備更新又は施工する改修であること (※交付決定通知を受ける前に実施したものは補助の対象になりませんので ご注意ください)

◆その他

エネルギー使用量の継続的な削減により事業活動の安定化を目的とした設備更新や環境整備に加え、災害時等の事業継続力の確保につながる整備内容となり、 事業継続力強化計画に位置付けた場合(変更含む)について、事業費の状況に応じて当該補助金を上乗せします。

【実施の例】

感染症の拡大を見据え、通気性を確保する環境整備、あるいは、空気清浄機能 の付いた省エネ空調への取り替えなど

【上乗世額】

- ・補助対象経費の額が50万円以上250万円以下の場合 5万円
- ・補助対象経費の額が250万円を超える場合 10万円

4 補助対象者

中小企業者であって、次の各号の要件のいずれにも該当するものとする。

- ・市内で現に1年以上継続して事業を営んでおり、かつ、今後も事業を営む意思があること。
- ・事務所等が自己の所有に属しない場合にあっては、当該事務所等の所有者から設備の更新又は環境の整備の実施について承諾を得ていること。

5 補助対象経費

項目	対象	対象外
省エネ設備への更新	・本体費用 ・据付(更新)に要する費用 ・運搬料	
環境の整備 (省エネ改修)・改修に要する費用 (設計、施工、運搬) ・当該改修に関する廃棄、処分費		事業所を一体的に改修した 場合の省エネ改修に該当し ない部分に要した費用等

※ただし、消費税及び地方消費税を除く。

※住宅・事業所と併用したものに実施をする場合、補助対象経費に住宅と事業所の案 分率を乗じて算出します。

6 補助金の額

補助金の額は「5 補助対象経費」に5分の1を乗じて得た額(その額に1,000円 未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、10万円から100万円までを 交付します。

補助金の交付は、1申請者あたり1回限りとする。

※対象経費は、複数の対象設備を更新した場合や設備の更新と事業所の改修を行った場合は、その金額を合計する。

7 交付にあたっての留意事項

- ・ 当該補助金の交付総額(予算額)は1,000万円です。
- ・申請は先着順に受け付け、予算額に達し次第終了となります。
- ・申請内容に不備がある場合は、不備が修正された時点での受け付けとします。

★補助額の計算の例

【例1】

空調設備(750,000円)を更新した場合(施工費用込み) 750,000円×1/5=150,000円 ⇒ 補助額 150,000円

【例2】

照明設備(300,000円)を更新した場合 300,000円×1/5=60,000円 ⇒ 補助額 0円(10万円未満のため対象外)

【例3】

空調機1式(4,500,000円)の更新、屋根の遮熱塗装(2,000,000円)をした場合(4,500,000円+2,000,000円)×1/5=1,300,000円 ⇒ 補助額1,000,000円 (補助額の上限額)

【例4】

併用住宅(住宅部 100 ㎡、事業所部 40 ㎡の建物に外壁の外張り断熱改修 (1,000,000円) を実施した場合

案分率の算出 : 事業所部 (40÷140=28.5%)

対象経費の算出:事業所部の対象経費 1,000,000 円×28.5%=285,000 円

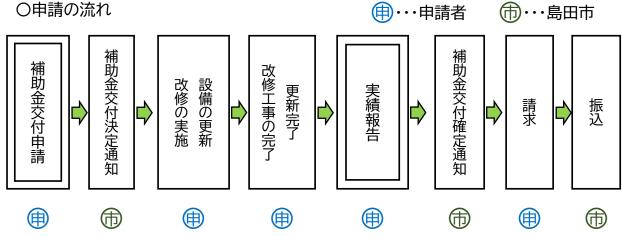
補助金額の算出

285,000 円×1/5=57,000 円 ⇒ 補助額 0 円(10 万円未満のため対象外)

※面積による案分は算出根拠の1例です。

※併用住宅については、住宅省エネルギー化改修等事業者支援事業補助金の 対象となる場合があります。

8 申請について○申請の流れ



〇必要書類 【交付申請】

チェック欄	書類の名称	説明
	中小企業者省エネルギー設備更	申請書
	新等事業費補助金交付申請書	以下の書類とともに提出ください。
	事業計画書	何を更新し(設備)、どこを改修するのか
		を記入します
	収支予算書	収入と支出の内訳 (予定) を記入します。
		収入…何でお金を賄うか
		例:自己資金、補助金 等
		支出…何にいくらかかるのか
	見積書等の写し	申請金額の根拠になる為、実際に購入・
		施工を実施する店舗での見積書
	写真	・更新予定箇所、現在の設備
		・改修予定箇所、現在の状況
	承諾書	事業所(設備)が自己所有でない場合
		27/1/ (PVIII) /2 H D // 19 C 00 // 20 H

- ◆指定様式(補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、承諾書)は、市ホームページからダウンロードできるほか、市役所商工課、各支所に用意してあります。
- ◆指定様式以外の書類は任意でご用意ください。(見積書⇒コピーをする。写真⇒直接用紙に印刷する、または、印刷した写真を用紙に貼る。)

【実績報告】

チェック欄	書類の名称	説明
	中小企業者省エネルギー設備更	実績(買い替え、改修の結果)報告
	新等事業費補助金実績報告書	以下の書類とともに提出ください
	事業実績書	何を更新し(設備)、どこを改修したのか
		を記入します。
	収支決算書	収入と支出の内訳 (結果) を記入します。
		収入…何でお金を賄ったか
		例:自己資金、補助金 等
		支出…何にいくらかかったのか
	領収書等の写し	交付確定金額(ご請求いただける額)の
		根拠になる為、実際に購入・施工を実施
		した店での領収書
	写真	・更新した箇所及び設備
		・改修した箇所の全体及び詳細
	請求書	請求金額、振込を希望する口座情報など を記入します。
	※本表中、以上の書類と同時に	
	提出することも可能です。	

- ◆更新・改修を完了した後、30 日以内に提出ください。令和6年2月29日(木)が最終の提出期限となります。いずれの期限を過ぎた場合、交付決定を取り消すことがありますので、必ず期限内に提出ください。
- ◆全ての書類を提出いただいた後、必要に応じて市職員が現地確認する場合がありますのでご了承ください。
- ◆施工内容によっては、上記に記載のない書類を提出いただく場合があります。
- ◆補助金の交付を速やかにするため、実績報告書の提出時に請求書も合わせて受け付けます。なお、請求書の記載に当たっては、「住所、氏名、振込先口座に関する情報」に限定し、日付、文書番号は空欄にて提出ください。

【請求書】

◆補助金交付確定通知書が交付された方は、10 日以内に請求書を提出ください。 (実績報告書提出時に合わせて請求書を提出した方は必要ありません) 入金までは、請求書受領後概ね2週間程度かかります。なお、実績報告書提出時 に請求書をお預かりした場合、交付確定と同時に振込手続きを開始します。

【変更申請書】

チェック欄	書類の名称	説明	
	中小企業者省エネルギー設備更	次の場合に提出します。	
	新等事業費補助金交付変更承認	※ただし事業(買い替え・改修)着手	
	申請書	<u>前に限ります</u>	
		●事業の内容を変更する場合	
		●補助対象経費の総額が 20%以上増	
		減する場合	
П	変更内容が分かる資料	費用の変更であれば、変更前後の見積	
	変史内台がカかる貝科	書、契約書など	

●申請内容に変更がある場合は必ず事前に御相談ください。相談の後、上記書類の提出が必要となります。この手続きを経ないで補助金交付申請書の内容と異なる実績報告を行った場合、補助金を交付できないことがあります。

8 問い合わせ先

島田市商工課商工政策係(市役所本庁舎2階)

電話: 0547-36-7146 FAX: 0547-37-8200 Mail: syoukou@city. shimada. lg. jp